**平成２２年（フ）第４３２号**
埼玉県越谷市千間台西３丁目３番地　パークタウン３―305
債務者　岩崎　恵子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第４３３号**
埼玉県越谷市千間台西３丁目３番地　パークタウン３―305
債務者　岩崎みちよ
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第７８号**
千葉県銚子市馬場町293番地
債務者　高安　雅彦
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２２年（フ）第１３２０号**
名古屋市中区栄１―22―２　ライオンズマンション1112号室、住民票上の住所東京都足立区東綾瀬２丁目３番１―601号
債務者　辻本　弘樹
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１９９６号**
名古屋市熱田区四番２丁目８番17号　コーポ若葉203号
債務者　三輪　貴義
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２０２５号**
名古屋市熱田区六野２丁目６番23―302号　神宮東パークハイツ
債務者　橋本　聖子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第５４１号**
愛知県岡崎市法性寺町字郷前31番地　シャイン藤枝103
債務者　福尾　正博
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第５７３号**
愛知県刈谷市築地町３丁目23番地16　パティオ小林102号
債務者　坂元　辰功
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第２２５５号**
札幌市白石区川下１条６丁目２番２―209号
債務者　倉田　由郎
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２２５６号**
札幌市中央区南23条西８丁目２番12―102号
債務者　大山由紀子（旧姓倉田）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２２７０号**
札幌市西区発寒６条９丁目４番20―101号
債務者　柴田　智子（旧姓横尾）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２３７７号**
札幌市豊平区平岸７条14丁目２番３―314号
債務者　渡辺　厚子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２４３０号**
札幌市豊平区月寒東２条６丁目４番７号　シャンドールサッポロ101号
債務者　小島　清志
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２４４１号**
札幌市東区北50条東14丁目１番10号
債務者　秋元　裕二
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２４４２号**
札幌市東区北50条東14丁目１番10号
債務者　秋元　悦子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２４５４号**
札幌市白石区米里３条１丁目11番11号
債務者　高木　理恵（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２４６６号**
札幌市手稲区金山１条４丁目12番３号
債務者　眞所美和子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２４７３号**
札幌市白石区東札幌６条４丁目１番５号　トリニテＢ―３号
債務者　齊藤はるみ
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部